

巻頭言

地域看護学の発展に向けて
——地域看護関連学会合同委員会設置の意義——

佐藤 紀子

千葉県立保健医療大学健康科学部

日本地域看護学会誌, 27 (2) : 3, 2024

本学会は、2023～2024年度の事業計画の一環として「地域看護学の再定義を踏まえ、関連学会との連携による地域看護学の概念整理等を行う」ことを掲げた。これを具現化するために、日本公衆衛生看護学会および日本在宅看護学会と調整が図られ、地域看護関連合同委員会（以下、合同委員会）が設置された。今期の合同委員会の活動方針は、地域看護学領域の概念整理および看護基礎教育に必要な地域看護関連教育内容の検討である。

各学会から2～3人が合同委員会のメンバーとして選出された。筆者は本学会の教育委員長として参画している。

今期の合同委員会の成果として、看護学教育モデル・コア・カリキュラムに対する意見提出が挙げられる。本カリキュラムは、日本看護系大学協議会が文科省からの委託を受けて現在改訂を進めている。調査を経て、次世代看護職に求められる資質・能力が11に分類整理された段階で、そのなかのひとつ「地域社会における健康支援（Healthcare in Society ; SO）」に関する領域について有識者としての意見が求められた。これは、看護基礎教育に必要な地域看護関連教育内容の検討と重なるところが大きく、合同委員会にこの役割が委ねられた。異なる学会のメンバーではあるが、地域の人々の健康と生活を支援する看護という共通の視点をもって、共に、看護基礎教育に求められる教育内容を議論し、関連学会合意の意見として提出できたことは評価に値する取り組みであったと自負している。

もう1つのミッションは、地域看護学領域の概念整理の検討であった。それぞれ学会が提示する地域看護学、公衆衛生看護学、在宅看護学の定義を共有しながら、学部生にもわかりやすく学問間の関係性を示す図式化を目指して議論を重ねてきたが、3学会が納得できる図式化には至っていない。

地域看護学領域の概念整理は、2014年の定義、2019年の再定義の策定の際にもなされている。とりわけ、公衆衛生看護学との違いはその度論点となってきた。2014年の定義では、公衆衛生看護学の専門性を包含した定義となっていたが、2019年の再定義では、多様化してきた地域の看護実践の理論基盤として地域看護学を位置づけ、その専門性において、人々の生活の継続性を保障し、生活の質の向上に寄与する目的が中核概念として据えられた。地域を志向した看護実践は、今後ますます多様化し広がるであろうが、この中核概念と看護職の教育の基盤としての位置づけが揺らぐことはない、今回の合同委員会での議論をおして改めて確信した。これは地域看護学の真髄を再認識できたともいえる。同時に、隣接学問との相違を意識した本質論・方法論の議論は今後も継続していく必要があり、それが学問の発展につながることも強く認識した。

2019年の再定義の公表の際に、当時の理事長であった宮崎美砂子氏は「地域看護学の再定義は完成したから、それでよし、ではなく、この定義を道具として使い、地域看護学とはなにかを折りに触れて話し合うことで、その真意を自分のなかに落とし込んでいくことが大事であると思う。ぜひ、そのように活用してもらおうとともに、そうした場が数多くもたれることを期待したい。」と述べている¹⁾。合同委員会はまさにその場のひとつとなった。

【文献】

- 1) 宮崎美砂子：巻頭言：地域看護学の再定義，日本地域看護学会誌，22 (3)，5, 2019.